破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７号
函館市鍛治２丁目20番16号
債務者　鈴木　知恵（旧姓西谷）
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
函館市富岡町１丁目29番14号
債務者　西谷　智子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
和歌山県田辺市龍神村東414番地の１
債務者　田ノ岡幸子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１号
三重県志摩市志摩町和具2329番地１
債務者　大森　和子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１４４０号
さいたま市北区宮原町４丁目58番地22ビューハイツ宮原205
債務者　和田　英雄
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６８号
埼玉県新座市新堀２丁目11番12号
債務者　三井　貴行
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７９号
埼玉県志木市幸町４丁目14番15号
債務者　荻原　博美（旧姓氏家）
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８０号
埼玉県戸田市氷川町２丁目７番４号
債務者　藤田つや子
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１７号
埼玉県川口市栄町１丁目２番16号　ホープフルアパートメント102号
債務者　宮崎　裕輔
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２２号
さいたま市北区大成町４丁目259番地１　大成四丁目テラスハウス２号室
債務者　箭内　友美（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３１号
さいたま市南区辻７丁目７番15号　フマキラー浦和社宅１棟103号
債務者　河瀬　美佳（旧姓松尾）
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５８号
さいたま市緑区大字中尾2029番地２　グランディール冨士101、旧住所埼玉県富士見市大字水子4369番地３
債務者　久保田保夫
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５９号
さいたま市緑区大字中尾2029番地２　グランディール冨士101、旧住所埼玉県富士見市大字水子4369番地３
債務者　久保田ハルエ
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４８号
埼玉県加須市元町６番43号　メゾンポエム202号、住民票上の住所埼玉県加須市戸室124番地12
債務者　川崎　　悟
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５８号
さいたま市南区大字円正寺97番地１
債務者　小林　俊博
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８３号
さいたま市桜区栄和３丁目１番９―201号、旧住所さいたま市桜区田島２丁目２番20号第７岡昭マンション202
債務者　新部圭太朗
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５７号
東京都八王子市下柚木３丁目１番地Ａ―401
債務者　高橋　奨大
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部